

南九州市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月3日

南九州市長 鈴木弘幸

南九州市規則第11号

南九州市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

南九州市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年南九州市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 看護師（地域包括ケア）の項の次に次のように加える。

生活支援コーディネーター	〃	1	1	1	17
--------------	---	---	---	---	----

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。